

善 監 委 第 1 3 号

令和元年8月26日

善通寺市長 平 岡 政 典 様

善通寺市監査委員 藤 岡 博 文

善通寺市監査委員 安 井 一 博

平成30年度決算に基づく資金不足比率に係る審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定に基づき、令和元年7月30日付け元善市第667号で審査に付された標題の件について審査した結果、別紙のとおり意見を提出する。

平成30年度善通寺市資金不足比率審査意見

第1 審査の対象

平成30年度決算に基づく資金不足比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和元年7月31日から8月13日まで

第3 審査の方法

平成30年度決算に基づく資金不足比率の審査は、次のことを主眼として実施した。

- (1) 市長から提出された善通寺市特別会計下水道、善通寺市特別会計農業集落排水及び善通寺市特別会計太陽光発電の資金不足比率は、法令等に照らし、算出過程に誤りはないか。
- (2) その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているか。

第4 審査の結果、意見及び資金不足比率の状況

(1) 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

なお、審査に付された資金不足比率は、次のとおりである。

(単位：%)

会 計 名		平成30年度決算に 基づく資金不足比率	経営健全化基準
法非適用	善通寺市特別会計下水道	— (-3.5)	20.0
	善通寺市特別会計農業集落排水	— (-6.4)	20.0
	善通寺市特別会計太陽光発電	— (-0.4)	20.0

注) いずれの会計においても、資金不足が生じていないため、資金不足比率は「—」を記載している。

(2) 意見

善通寺市特別会計の下水道，農業集落排水及び太陽光発電の全ての事業について，資金不足が発生していないので，特に指摘すべき事項はない。

今後とも，適正な財政運営に取り組まれない。

(3) 資金不足比率の状況

資金不足比率は，公営企業の資金不足を，公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し，経営状態の悪化の度合いを示すものである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100$$

資金不足比率は，0（ゼロ）及び－（負の値）表示は資金不足が生じていない財政状況を示す。

① 善通寺市特別会計下水道の資金不足比率について

$$\frac{-11,599 \text{ 千円}}{333,322 \text{ 千円}} \times 100 = -3.5\%$$

善通寺市特別会計下水道の資金不足比率は，営業収益に対する赤字の実質収支の割合で表される。実質収支は1,159万9千円の黒字となっており，資金不足は生じていない。

② 善通寺市特別会計農業集落排水の資金不足比率について

$$\frac{-396 \text{ 千円}}{6,181 \text{ 千円}} \times 100 = -6.4\%$$

善通寺市特別会計農業集落排水の資金不足比率は，営業収益に対する赤字の実質収支の割合で表される。実質収支は39万6千円の黒字となっており，資金不足は生じていない。

③ 善通寺市特別会計太陽光発電の資金不足比率について

$$\frac{-541 \text{ 千円}}{125,931 \text{ 千円}} \times 100 = -0.4\%$$

善通寺市特別会計太陽光発電の資金不足比率は，営業収益に対する赤字の実質収支の割合で表される。実質収支は54万1千円の黒字となっており，資金不足は生じていない。